

中国独自の知識と経験が要求される
諸問題をわかりやすく解説

最新中国法令対応



中国のビジネス実務 債権管理・保全・回収 Q&A100 改訂版

日中間の法律やビジネス習慣の
相違が理解できる！

〔著者〕

中国律師
(北京天達共和法律事務所 パートナー弁護士)

韓 晏元

公認内部監査人
奥北 秀嗣

A5判・456頁 定価：本体4,900円＋税

本書の特色

- ★ 中国の弁護士と中国進出企業の日本人管理担当者が、
取引開始前から債権管理・保全・回収に至る一連の過程をわかりやすく解説！
- ★ 与信管理、売買契約書の交渉・作成、担保取得など実用的な対応策を重点的に紹介、
強制的な債権回収手段として実際に活用されている仲裁手続についても具体的に説明！
- ★ 各種規程・契約書等のサンプル、
関連法的手続きがわかるフローチャートを豊富に収録！
外貨制度、国境を跨ぐ担保、時効など、昨今大きく変動している分野も網羅！

もくじ

第1章 債権回収の流れ

第2章 取引開始前

第1節 取引先に対する信用調査および与信枠設定

第2節 売買契約書作成時の留意点

第3節 有利な条項を盛り込むには

第3章 取引開始後の債権管理

第1節 債権回収の内部制度の構築

第2節 与信管理

第3節 手形管理

第4節 時効管理

第4章 話し合いによる債権回収

第1節 所定期間内に売掛金の入金がない場合

第2節 強制執行力付き公正証書の作成

第3節 担保取得時および取得後の留意点

第4節 抵当契約の締結

第5節 質権設定契約の締結

第6節 保証契約の締結

第7節 国境を跨ぐ担保の留意点

第8節 担保権の実行

第5章 強制手段による債権回収

第1節 執行目当ての資産の調査

第2節 執行目当ての資産の保全

第3節 支払督促

第4節 訴訟提起

第5節 仲裁の申立て

第6節 強制執行の申立て

第2章 取引開始前

¥コラム6

与信枠設定時のチェックポイント

取引先ほどの程度の与信枠を与えるべきか、それを評価するとき、以下のポイントもチェックする必要があります。

1 出資者

- ☐ 出資者が欧米企業が日系企業が中国内資企業か
- ☐ 出資者が中国内資企業の場合、それは個人か小規模企業か
- ☐ 出資者が関連する同規模の企業を数社も設立し、同じ人員を従業員として充たしていないか
- ☐ 側面証がないか
- ☐ 出資者間の内紛がないか
- ☐ 公私混同していないか

2 資産

- ☐ 資本金規模はいくらあるか
- ☐ 土地使用権と建物は取引先の所有物が賃貸物か
- ☐ 設備等の動産の価値はいくらあるか
- ☐ 借金がないか
- ☐ 価値のある資産をすでに担保に入れているか

3 経営者

- ☐ ワンマン経営か
- ☐ 出資者の傀儡といえる人物か
- ☐ よく会社にいるか
- ☐ 業界での経験が十分あるか
- ☐ 活力があるか
- ☐ 従業員との仲がよいか
- ☐ 意思決定が遅くないか
- ☐ 中堅幹部の昇進を妨げていないか
- ☐ 総経理または中堅幹部の離職が多くないか

4 労働者

- ☐ 従業員に勤務意欲があるか
- ☐ 従業員に1日8時間以上の作業量があるか
- ☐ 顧客に不満足ではないか

第4章 話し合いによる債権回収

第7節 国境を跨ぐ担保の留意点

Q7%

日本企業が中国企業から担保提供を受ける場合、留意すべき点は何でしょうか？担保提供者および被担保者はそれぞれどのような条件が必要なのでしょうか？債務者が他の日本企業の中国現地法人である場合、他の日本企業（親会社）から担保提供を受けることができるのでしょうか？対外担保契約の準拠法を日本法にした上で当事者の署名後に効力が発生する旨の約定は可能でしょうか？

Point

- 中国企業が日本企業に担保を提供するとき、当該担保は「国境を跨ぐ担保」と呼ばれる。
- その他形式の国境を跨ぐ担保を受ける場合、今まで外貨管理においてさまざまな制限を受けてきたが、2014年6月1日以降、これらの制限が撤廃された。
- 日本企業の中国現地法人は当該親会社たる日本企業から担保提供を受けることは可能。

Ans.

1 国境を跨ぐ担保の分類

中国企業が日本企業に担保を提供する場合、当該担保は「国境を跨ぐ担保」と呼ばれます。中国では、担保提供者等の担保提供関係者の所属国に応じて、国境を跨ぐ担保を以下の三種類に分類し、それぞれ異なる外貨管理を実施しています（国境を跨ぐ担保の外貨管理規定3条）。

分類	定義
1 内保外貸	担保提供者が中国国内に登録され、債務者および債権者がともに中国国外に登録されている

第3章 取引開始後の債権管理

【参考資料8：債権債務確認書サンプル】

債権債務確認書

××公司 御中

弊社財務部門が確認したところ、2019年〇月〇日の時点で、貴社が弊社に対して以下の商品代金を支払っていないことが判明しました。恐縮ですが、ご確認の上、弊社に確認書を返送してください。

債権金額：〇〇万人民元

債権発生原因：2019年〇月〇日付「売買契約書」

〇〇公司（捺印）
法定代表者（署名）：
2019年〇月〇日

債務確認書

当社は、上述の債務の存在を確認します。

××公司（捺印）
法定代表者（署名）：
2019年〇月〇日

第7節 国境を跨ぐ担保の留意点

2 外貸内保	担保提供者が中国国外に登録され、債務者および債権者がともに中国国内に登録されている
3 その他形式の国境を跨ぐ担保	内保外貸および外貸内保以外の国境を跨ぐ担保

債権回収の場合、債務者が中国国内に登録されていることがほとんどであるため、日本企業が担保提供を受けると、当該担保は、国境を跨ぐ担保のうちの「その他形式の国境を跨ぐ担保」に該当することになります。

2 その他形式の国境を跨ぐ担保に対する外貨管理

今まで、その他形式の国境を跨ぐ担保は厳しい外貨管理を受けてきました。たとえば、被担保者に対し、赤字企業であってはならないと要求されていた（旧国内機構の対外担保管理弁法実施細則7条）。一方、担保提供者に対しては、①担保額がその純資産の50%を超えないこと、②担保額がその前年度の外貨収入を超えないことなどの条件を付けていました（旧国内機構の対外担保管理弁法5条、6条）。そのうえ、担保契約が外貨管理部門での登記を経なければ効力が発生しませんでした（国内機構の対外担保管理弁法17条）。

上述の国境を跨ぐ担保の外貨管理規定により、2014年6月1日以降、その他形式の国境を跨ぐ担保に対する上述外貨管理制限が撤廃され、日本企業は自由に中国企業から担保提供を受けることができるようになりました。当該担保契約は外貨管理部門での登記または届出手続が不要とされ、担保契約は当事者間の署名捺印により法的効力が発生し、担保権が実行された場合、銀行を通じて担保金を日本に送金することができるようになりました（国境を跨ぐ担保の外貨管理規定25条）。

3 親会社による担保提供

債務者が当該日本企業の中国現地法人である場合、当該日本企業（親会社）から担保提供を受けることができます。この担保もその他形式の国境を跨ぐ担保に属し、当事者間で契約を締結すればよく、中国の外貨管理部門でのいかな

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!